

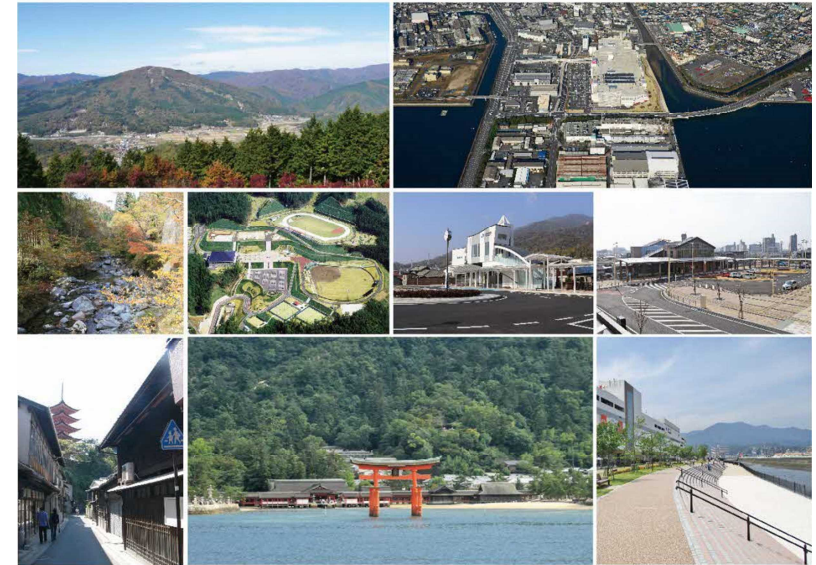
廿日市市都市計画マスタープラン素案に係る説明資料

都市計画関連計画の概要

都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランとは

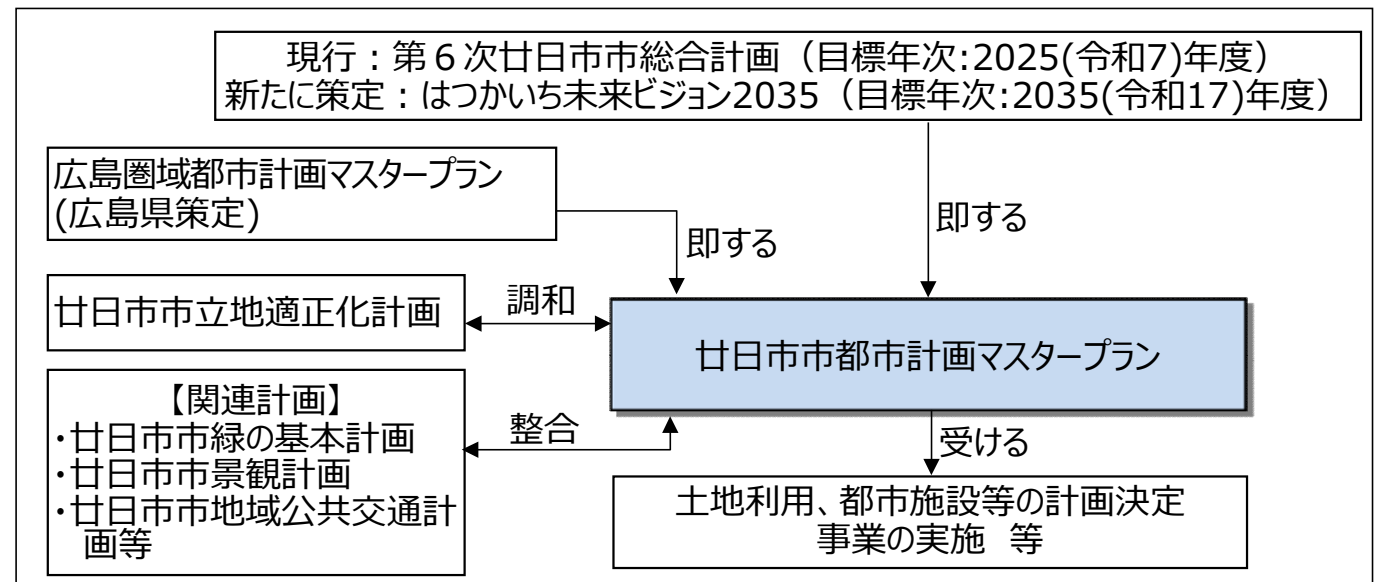
都市計画マスタープランは、都市計画を実施する上での基本となるものであり、都市の将来ビジョンを明らかにするとともに、その実現に向けた土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地の整備・開発・保全の方針などを定め、都市計画に係る具体的な施策を総合的、計画的に推進するための基本的な方針を明らかにすることを目的とする。



都市マスの位置づけ

本計画は、「はつかいち未来ビジョン2035」、広島圏域都市計画マスタープラン（広島県策定）を上位計画とし、これらに即して定める。

また、それぞれの地域で培ってきたまちづくりの理念や、本市及び関係機関の関連計画との整合を図りながら定める。



廿日市市都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランの概要

対象区域と計画期間

○対象区域

都市としての一体的な土地利用の推進と都市機能の配置、地域資源の活用、都市計画の適切な運用等を考慮し、対象区域は全市域とする。

•对象区域：全市域

○目標年次

本計画は、第6次廿日市市総合計画と同様に以下のとおり。

・基準年次：2015(平成27)年度

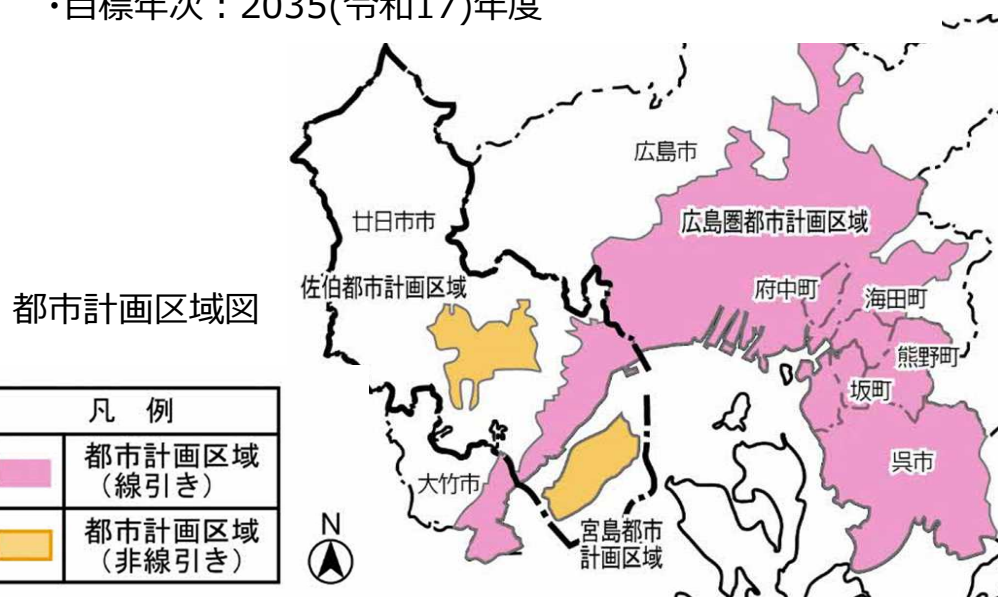
・目標年次：2025(令和7)年度

であり、目標年次に達したことから、見直しを行う。

新たな目標年次については、はつかいち未来ビジョン2035と同様に以下のとおり。

・基準年次：2025(令和7)年度

・目標年次：2035(令和17)年度



改定の基本的な考え方

人口減少下における持続可能なまちづくりに向け「コンパクト＋ネットワーク」の都市構造の構築を目指すことを基本としつつ、近年の社会情勢の変化として、働き方・暮らし方の多様化や、DX・GXなどに対応した考えを盛り込んだ都市計画マスタープランとして改定する。

コンパクト＋ネットワーク
居住や都市機能の誘導を進める都市のコンパクト化と、拠点間や周辺地域を結ぶ公共交通軸の確保を通じた交通ネットワークの確保による都市構造の構築


$$DX \cdot GX$$

D X : デジタル技術を使って、新たな価値を創出していくこと

G X:グリーンエネルギー中心へ転換
し、脱炭素、エネルギー安定
供給、経済成長をすること

国土強靱化

地震や津波、台風などの
自然災害に強い国づくり・
地域づくりを目指す取組

地方回帰
三大都市圏から
地方への
人の移住・定住の動き

地域共生
地域社会の
すべての人が、
互いに支え合い、
共に生きる社会

都市計画マスタープランの概要

計画の構成

序章 計画の基本的事項

- ・都市計画マスタープランを策定する上での基本的な事項を定める。

第1章 廿日市市の動向と計画改定の視点

- ・廿日市市の動向、廿日市市を取り巻く社会情勢と環境、都市計画に関する市民アンケートなどを踏まえて、都市計画マスタープラン改定の視点を明らかにする。

第2章 全体構想

- ・都市全体の観点から、都市づくりの目標を定める。
- ・都市づくりの目標を受けて、都市計画に関する部門ごとの施策の方針を定める。

第3章 地域別構想

- ・地域ごとの性格等から区分した、課題と特性を踏まえた地域の目標像と施策の方針を定める。
- ・7つの地域について、地域別構想を定める。

第4章 重点地区整備構想

- ・将来像を実現する上で重要かつ総合的な都市整備が必要な地区を設定し、地区の目標像とより詳細な施策の方針を定める。

第5章 計画の推進方策

- ・計画を推進するための方策として、市民と行政との協働によるまちづくりの推進、効率的な都市運営、計画の適切な運用について定める。

今回の説明内容

序章 計画の基本的事項

- ・計画の位置づけ
- ・対象区域
- ・計画の期間
- ・改定の基本的な考え方 など

先ほど説明

コンパクト+ネットワークの説明後、第1章から順を追って説明

第1章 廿日市市の動向と計画改定の視点

- ・廿日市の動向（人口、交通、土地利用など）
- ・廿日市市を取り巻く社会情勢と環境（社会の潮流）
- ・市民アンケート結果（市民ニーズ）
- ・改定の視点

第2章 全体構想

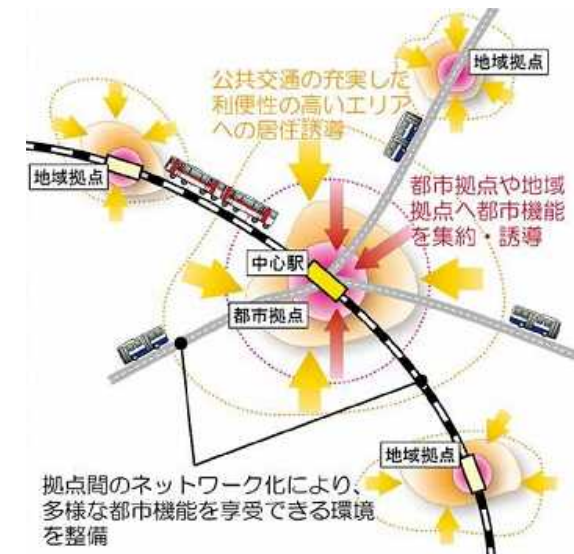
- ・都市づくりの目標
- ・まちの将来像
- ・人口の将来展望
- ・都市づくりの目標
- ・将来の都市構造
- ・分野別の都市づくりの方針
 - ・土地利用の方針
 - ・交通体系の整備の方針
 - ・都市施設の整備の方針
 - ・都市環境と都市景観の形成方針
 - ・都市防災の方針

立地適正化計画の概要

立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成するため、居住や医療・商業等の暮らしに必要なサービス施設の立地の適正化を図る計画。

計画を通して、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることで、「高齢者でも歩きやすく健康・快適な生活の確保」、「子育て世代などの若年層にも魅力的なまちの実現」、「財政面・経済面で持続可能な都市経営の実現」、「脱炭素型の都市構造の実現」、「災害に強いまちづくりの推進」等をめざす。



背景

廿日市市は、これまで広島市のベッドタウンとしてまちが発展・拡大してきたが、今後は人口減少が見込まれる。また、近年、少子高齢化が進行しており、今後も更なる進行が予測される。

このまま人口減少が進行すると、公共交通サービスの地域格差や市街地の低密度化、行政サービスの廃止・縮小等が懸念されることから、人口減少社会でも持続可能なまちの実現のため、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進が重要。

人口及び人口比率の推移と将来推計



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所令和5（2023）年公表値



公共交通の利用者が減少し、路線の減便・廃止等が発生

空き家の増加や施設の撤退により市街地が低密度化



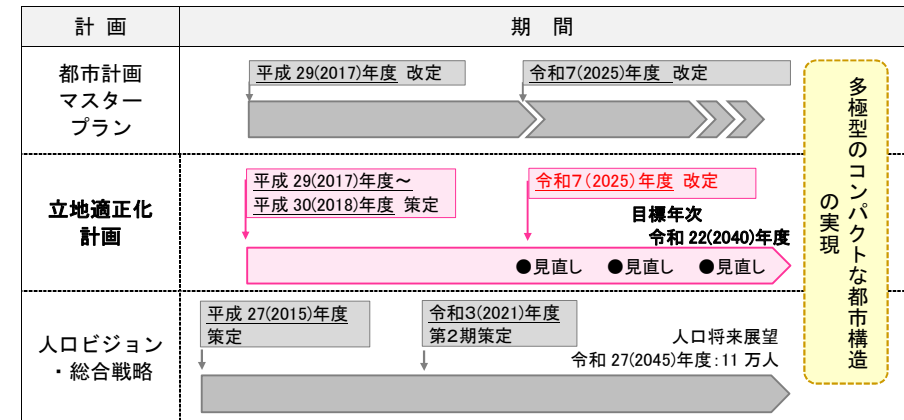
税収減少・社会保障費増大により行政サービスが廃止・縮小

立地適正化計画の概要

計画期間

現行計画の目標年次は、都市計画運用指針（第13版）で「立地適正化計画の策定にあたり、一つの将来像として概ね20年後の都市の姿を展望する」とされていることから、令和22（2040）年度としている。

一方、立地適正化計画は、概ね5年毎に計画の見直しが必要とされていることに加え、近年の制度改定により、新たに「防災指針」の位置づけが求められるようになったこと等を踏まえ、上位計画である総合計画や都市計画マスタープランとあわせて、令和7年度末に改定を行う予定としている。



対象区域

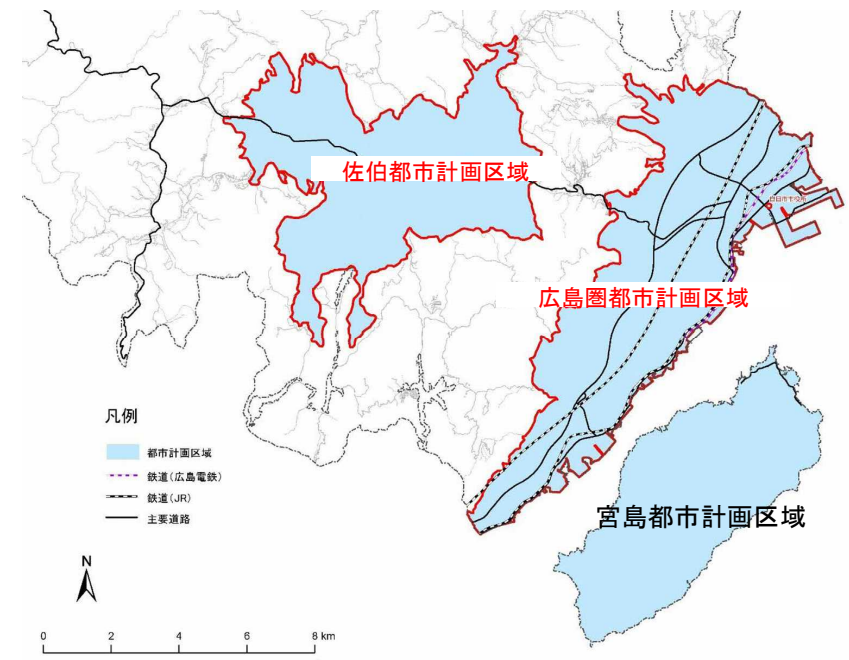
立地適正化計画は、原則、都市計画区域全域で定めることとされている。

本市の都市計画区域は、廿日市地域及び大野地域の一部は広島圏都市計画区域に指定されているほか、佐伯地域の一部は佐伯都市計画区域、宮島全島は宮島都市計画区域にそれぞれ指定されている。

一方で、自然公園法の特別地域に指定されている区域は、立地適正化計画の「居住誘導区域」に指定ができないこととされており、本市では、宮島全島が自然公園法の特別地域の指定を受けている。また、宮島全島では都市計画法による風致地区、自然公園法や文化財保護法により立地適正化計画における届出制度と比べてより厳しい土地利用制限がなされている。

以上のことから、都市再生法に基づく本計画の対象区域は広島圏都市計画区域及び佐伯都市計画区域とする。

ただし、都市再生法に基づく本計画の対象区域外である宮島地域や吉和地域をはじめとした都市計画区域外の地域においても、他の手法により地域での暮らしが継続できるよう検討していく。

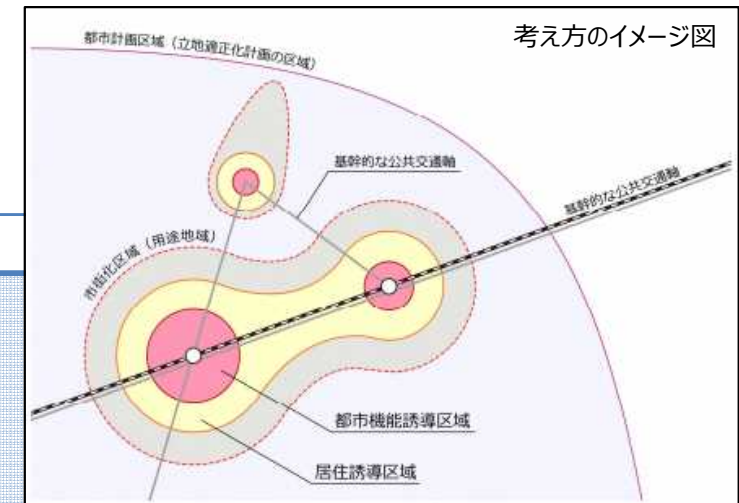


立地適正化計画の概要

主な内容

立地適正化計画で記載が求められる主な内容は以下の通り。

項目	内容
立地適正化計画の区域	● 立地適正化計画の区域は都市計画区域内で設定するが、計画には都市計画区域外の事項も含めて記載することが可能 ● 一つの市町村内に複数の都市計画区域がある場合は、全ての都市計画区域を対象として立地適正化計画を作成することが基本となる
立地の適正化に関する基本的な方針	● 都市の現状を分析・把握し、課題を整理した上で、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定
居住誘導区域	● 人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を設定 ● 都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるよう定める
都市機能誘導区域・誘導施設	● 医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの（都市機能増進施設）の立地を誘導すべき区域を設定 ● 都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内において設定 ● 都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）を設定
誘導施設の立地を図るための事業等	● 設定した誘導区域へ居住や都市機能の誘導を図るため、誘導施設として設定した都市機能の整備、誘導のみならず、周辺の都市インフラの整備をはじめ、誘導のために必要となる公共交通や自転車の利用環境、歩行空間の整備等、誘導施設と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業を含めて記載
防災指針	● 居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と合わせて策定 ● 災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、当該指針に基づく具体的な取組を設定



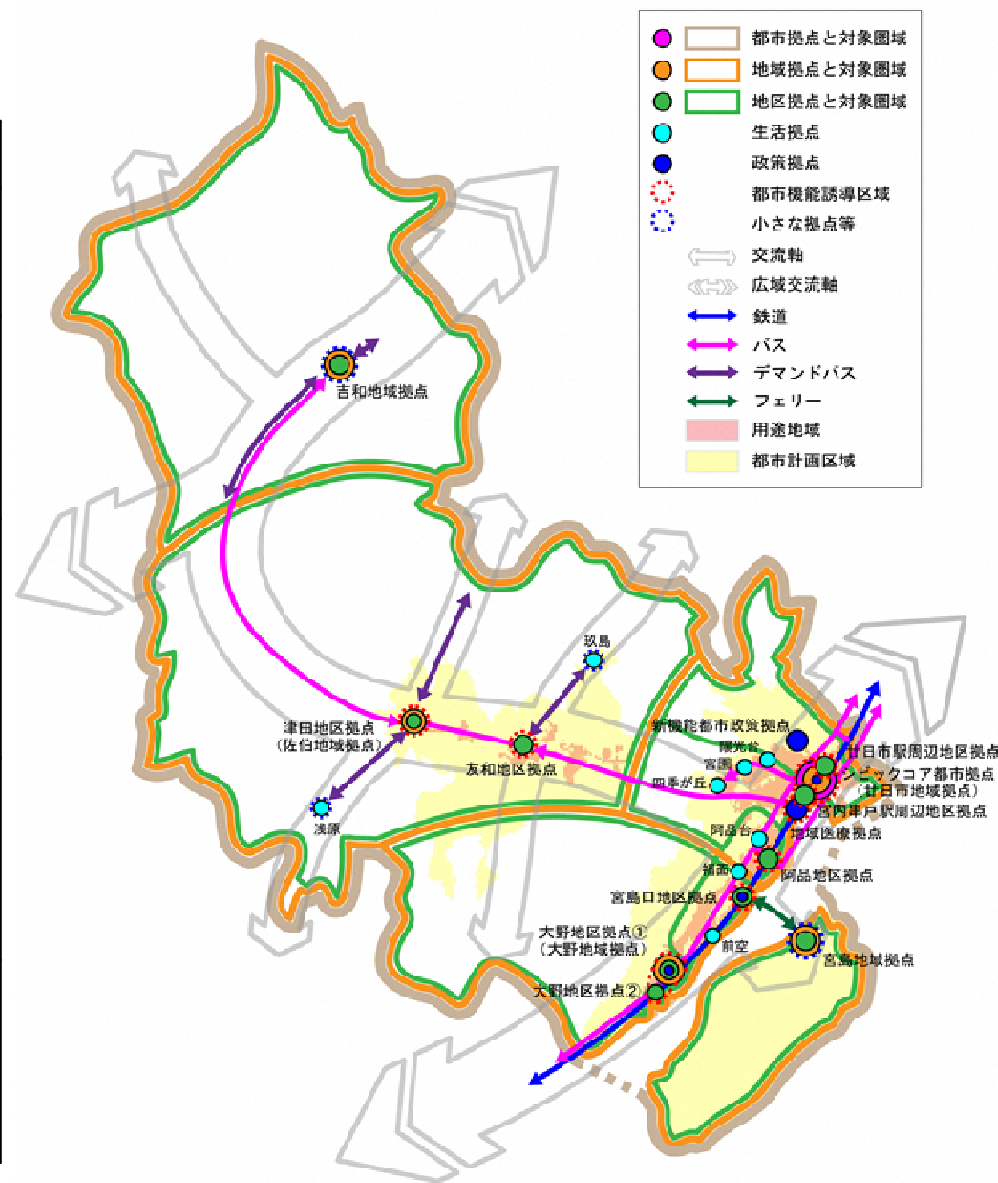
立地適正化計画の概要

めざすべき都市の骨格構造

めざすべき都市の骨格構造については、各拠点の地域特性や本市の重点施策等を勘案し、以下の通り設定。

拠 点	対 象	位 置 づ け
① 都市拠点	シビックコア地区	・全市民の利用を対象とした拠点で、高次都市機能施設等の立地を推進
② 地域拠点	シビックコア地区、大野支所周辺、佐伯支所周辺、宮島支所周辺、吉和支所周辺	・地域住民の利用を対象とした拠点で、都市機能誘導区域として位置づけ、地域住民の人口規模に応じて、必要な都市機能を維持・誘導
③ 地区拠点	廿日市駅周辺、宮内串戸駅周辺、阿品、宮島口、大野（筏津地区）、大野浦駅周辺、津田、友和、吉和、宮島	・地域拠点を補う拠点として、都市機能誘導区域として位置づけ、地区住民を対象とした施設の誘導
④ 生活拠点	住宅団地のセンター地区、中山間部の主要集落等（浅原地区、玖島地区を含む）	・主に大規模団地や集落住民の生活利便性を維持するための拠点を設定 ・生活拠点には都市機能誘導区域は設定しない
⑤ 政策拠点	地域医療拠点、新機能都市開発事業区域、シビックコア地区、大野（筏津地区）、宮島口	・主に生活利便性を維持するための都市機能を誘導する拠点の階層構造とは別に、本市の重点施策としての特徴的な都市機能を配置する事業拠点を位置づけ

※この表は、改定予定の拠点



各計画のスケジュール

スケジュールの概要

	令和7年						令和8年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
都市計画 マスタープラン	● 都市計画審議会 (1回目)	パブリックコメント1 ➡		● 都市計画審議会 (2回目)	● 庁内会議	● 議会	パブリックコメント2 ➡		★ 公表
立地適正化計画	● 都市計画審議会 (1回目)			● 都市計画審議会 (2回目)			パブリックコメント2 ➡		★ 公表
							● 都市計画審議会 (3回目)		

項目	時期	都市計画マスタープランのスケジュール内容（備考）	立地適正化計画のスケジュール内容（備考）
都市計画審議会 (1回目)	7月	全体構想までの説明（説明）	防災指針の説明（説明）
パブリックコメント1	9月	全体構想までについて、広報及び説明動画配信と合わせて実施	－
都市計画審議会 (2回目)	10月	全体構想以降（地域別構想、計画の推進方策 等）の説明（説明）	防災指針以外（都市機能誘導区域・施設の設定、居住誘導区域の設定、誘導施策の設定 等）
経営会議	11月	都市計画マスタープランの改定内容の報告	－
庁内会議	12月	都市計画マスタープランの改定内容の説明	－
パブリックコメント2	1月	改定案について、広報及び説明動画配信と合わせて実施	改定案について、広報及び説明動画配信と合わせて実施
都市計画審議会 (3回目)	2月	パブリックコメントの意見や前回審議会、議会の意見を踏まえた修正内容（意見照会）	パブリックコメントの意見や前回審議会の意見を踏まえた修正内容（意見照会）
公表	3月	－	－

都市計画マスタープランについて

廿日市市の動向

人口

総人口は一部地域を除き、減少傾向
2040(令和22)年には多くの地域で人口密度が低下
↓
人口減少や少子化・超高齢社会に対応した都市構造
の構築が求められる

○総人口の推移

2020(令和2)年：114,173人

全市……2000年以降、概ね横ばいで推移

廿日市地域……2015年まで増加傾向、2020年以降は減少

大野地域……1990年以降で増加傾向

佐伯地域……1995年まで増加したが、以降は減少傾向

吉和・宮島地域……1990年以降で減少傾向



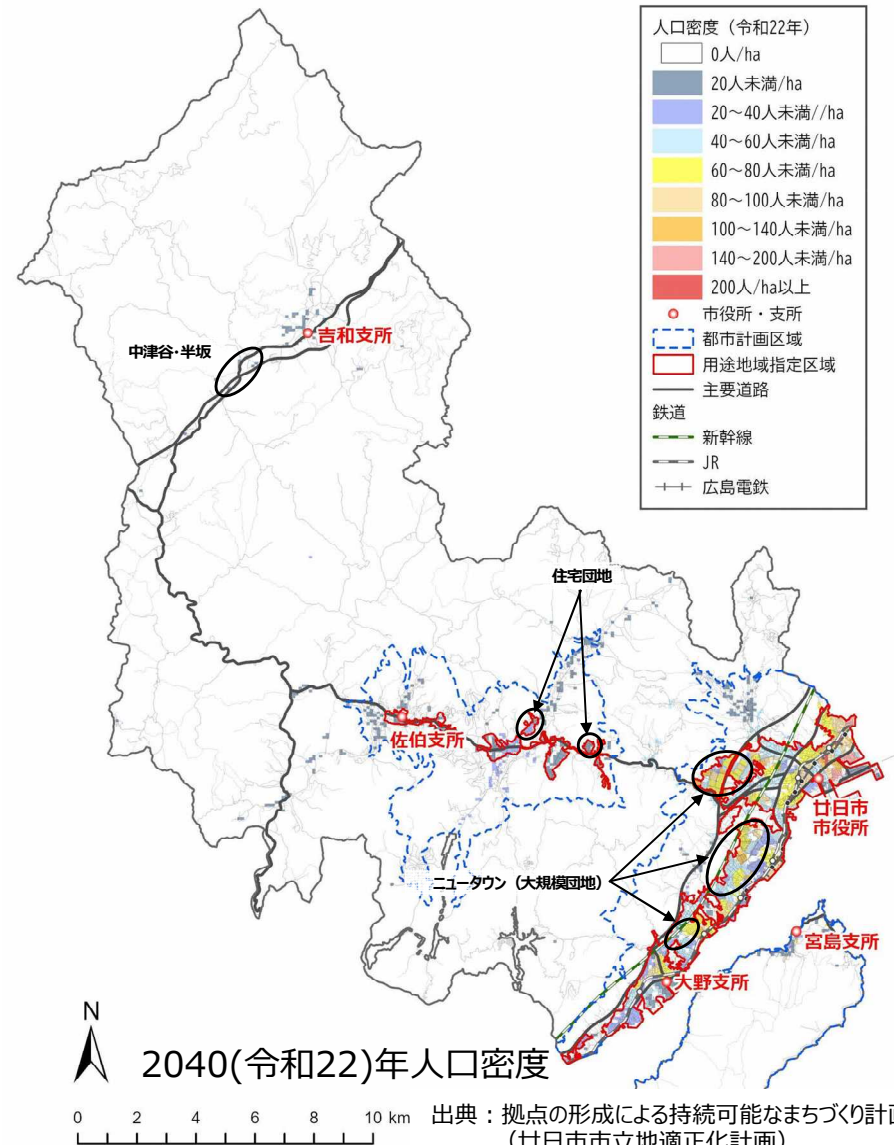
資料：令和2年国勢調査

○人口密度の変化(2020(令和2)年→2040(令和22)年)

廿日市地域……西部のニュータウンで特に人口密度が低下

佐伯地域……一部地域を除き人口密度が低下

吉和地域……中心部から離れた地域で人口減少が一層進行



廿日市市の動向

産業

製造品出荷額は近年では減少傾向

一方で、小売業年間販売額や入込観光客数（特に外国人観光客数）は増加傾向

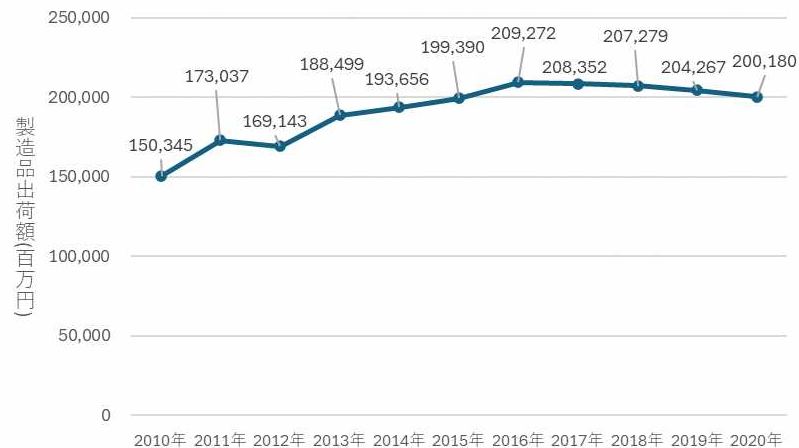


主要製造業などの競争力や成長産業の誘致を強化することや、観光や商業などに対する地域外からの消費をさらに呼び込むことなどが求められる

○製造品出荷額

2020(令和2)年：約2,002億円

2016(平成28)年まで増加傾向、以降は減少傾向



資料：工業統計調査

○小売業年間商品販売額

2020(令和2)年

：約1,294億円

2014(平成26)年
以降で増加傾向



資料：経済センサス

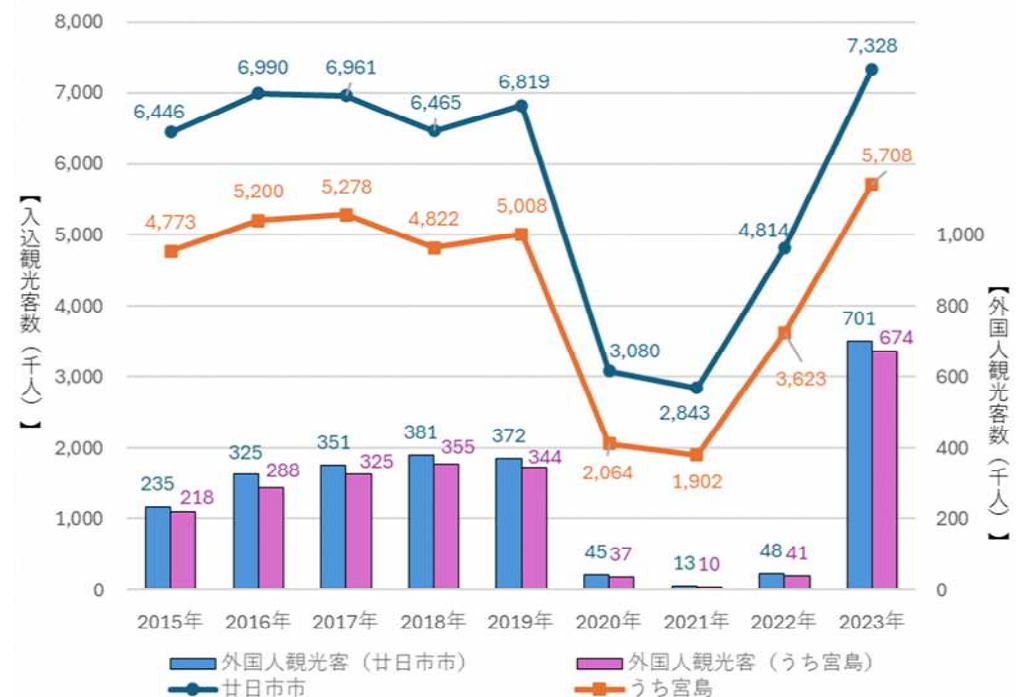
○入込観光客数

2023(令和5)年：7,328,000人

2015年から2019年まで概ね横ばいで推移していたが、2020年から新型コロナウイルス感染症の影響により観光客数が減少

2021年以降は感染症沈静化により観光客が回復

特に外国人観光客数は大きく増加し、コロナ禍前の約2倍に増加



資料：広島県観光客数の動向

廿日市市の動向

土地利用

昭和50年代以降の土地利用の変化を見ると、都市開発等により、農地面積が減少し、建物用地の面積が大きく増加
近年(過去5年間)では、農地転用面積は減少傾向にあり、都市の成熟化が進みつつある



今後人口減少がさらに進行する中で、地域特性に応じた適切でメリハリのある土地利用を誘導していくことが求められる

○土地利用の変化

(1976(昭和51)年→2021(令和3)年)

- ・建物用地割合が2.9ポイント上昇
(1.9%→4.8%)
- ・大規模住宅団地等としての開発地や沿岸部の一部が埋め立てられ、建物用地としての土地利用が進む
- ・佐伯地域では農地等から建物用地への土地利用転換が見られる

○農地転用状況(過去5年間)

【広島圏都市計画区域】

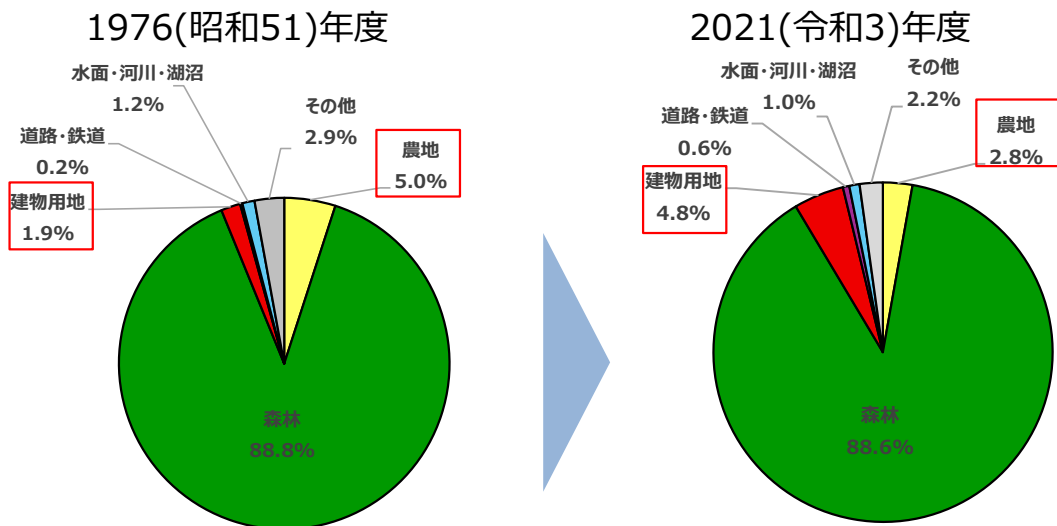
転用面積は市街化区域において減少傾向にあり、市街化調整区域では2018年まで増加、のちに減少
市街化区域における転用目的の大部分は住宅用地であるが、その比率は年々減少

【佐伯都市計画区域】

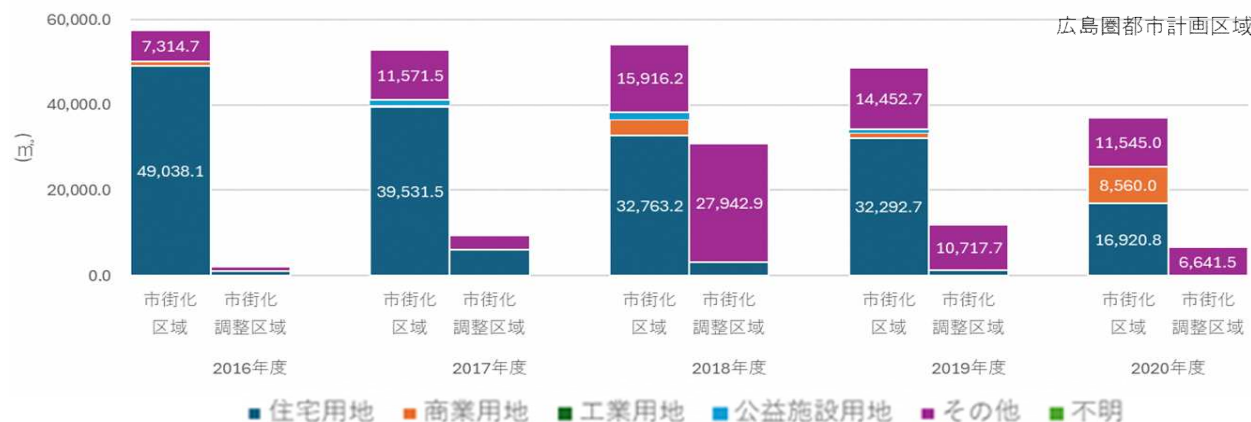
転用面積は減少傾向で、農地転用は主に非線引き用途白地で行われ、転用目的の大部分は太陽光発電施設の設置と平面駐車場

【宮島都市計画区域】

非線引き用途白地でのみ農地転用が行われ、他区域と比較して転用の合計面積はかなり小さく、農地転用は減少傾向



資料：国土数値情報（土地利用細分メッシュデータ）



廿日市市の動向

都市基盤 (公共施設)

高度経済成長期以降も集中して公共施設の整備を行ってきたことから、今後一斉更新が長期間続く状況

↓

今後は公共施設の利用状況も踏まえながら、総量の適正化や長寿命化等の推進、効率的かつ効果的な管理運営を行っていくことが求められる

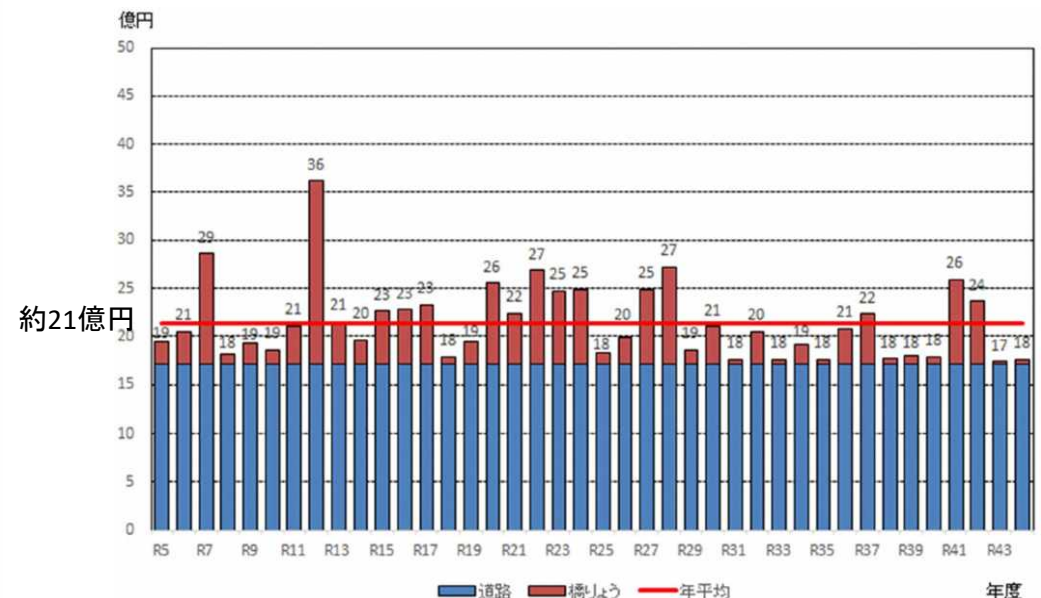
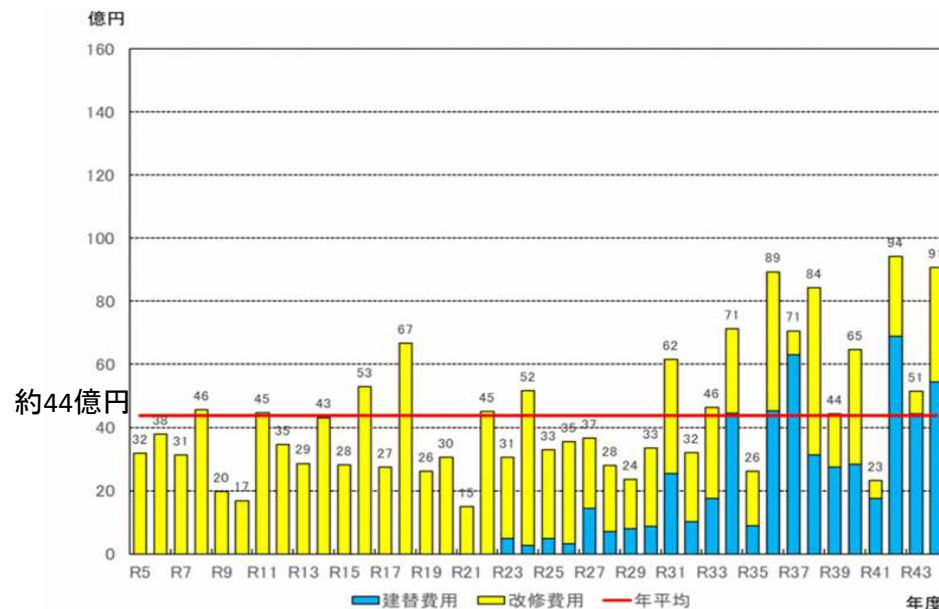
○公共施設の現況

本市では、道路や河川、上下水道などの生活・産業基盤に加え、高度経済成長期以降も人口増加に合わせて市営住宅や学校などを集中して整備

その後も、多様化する市民ニーズや市の成長に合わせて公共施設を整備してきたことから、今後一斉更新が長期間続く状況

将来更新費用(建物施設) → 今後40年間：約1,748億円(年平均額約44億円)

将来更新費用(インフラ施設) → 今後40年間：約857億円(年平均額約21億円)



将来更新費用(左：建物施設、右：インフラ施設)

資料：令和6年廿日市市公共施設マネジメント基本方針

廿日市市の動向

都市基盤 (公共交通)

鉄道、航路やバスなどにより、都市拠点や地域拠点、地区拠点間を結ぶ地域公共交通ネットワークが形成されている一方で、人口減少・高齢化に伴う利用者の減少、運転手の担い手不足等により、現状の運行サービスを維持することが困難な状況にある



今後は、利用実態に応じた効果的、効率的な運行サービスの提供するなど、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することが求められる

○公共交通の現況

鉄道、航路やバス、タクシーのほか、地域主体で運行している生活交通の役割分担・連携により、地域公共交通ネットワークを構築

特にバスは地域間の移動に欠かせない存在であり、民間路線バスと市自主運行バスが路線定期運航されている。

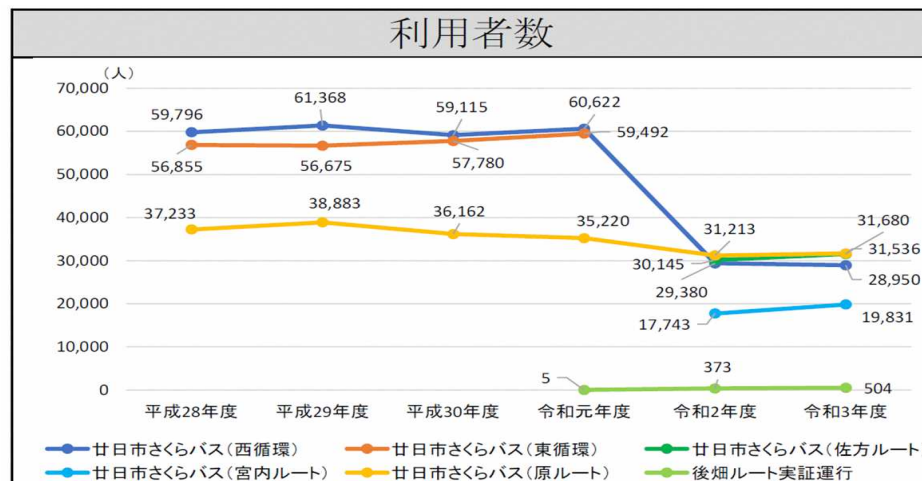
○バスの利用状況

【民間路線バス】

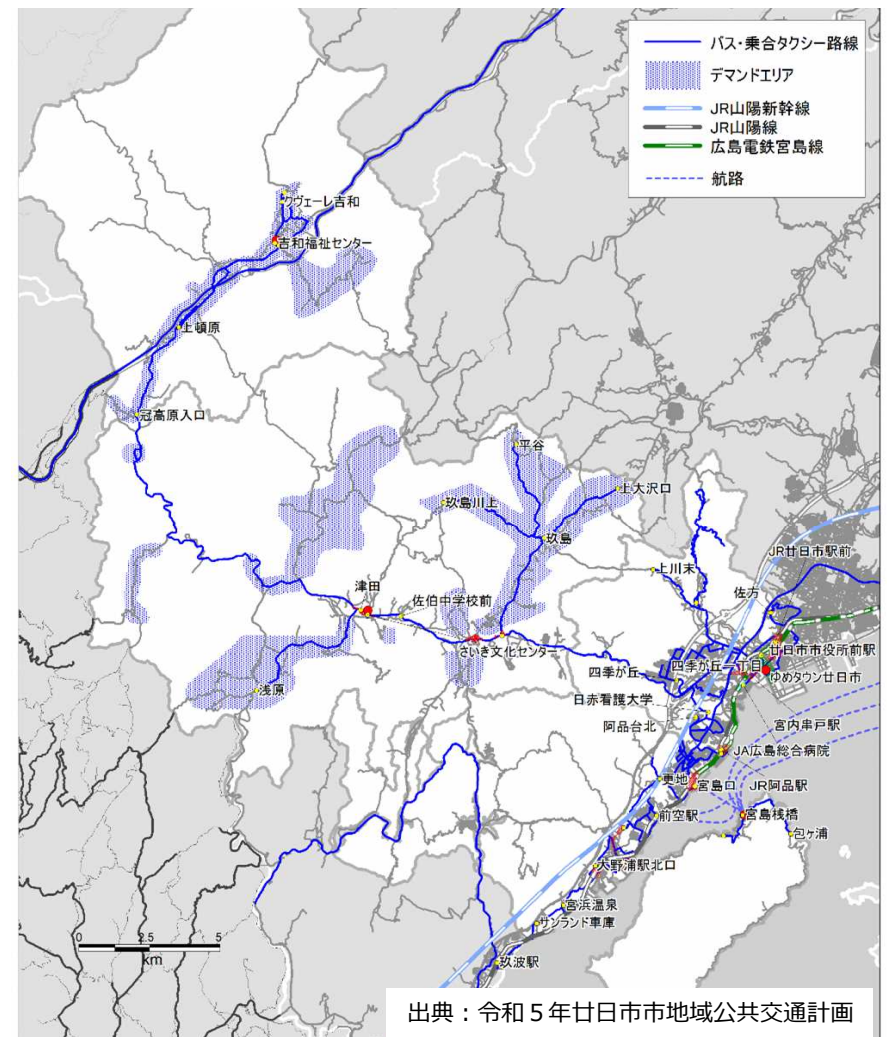
平成28年度から令和3年度の6年間に於いて、四季が丘(フィーダー)団地線で減少傾向、津田線で概ね横ばい、その他路線で微減

【自主運行バス】

令和元年度まで概ね横ばいで推移していたが、令和2年度に西循環のさくらバスが路線再編されたことにより、利用者が半減



自主運行バス利用者数の推移 出典：令和5年廿日市市地域公共交通計画



民間路線バス及び自主交通バスのネットワーク

廿日市市の動向

災害

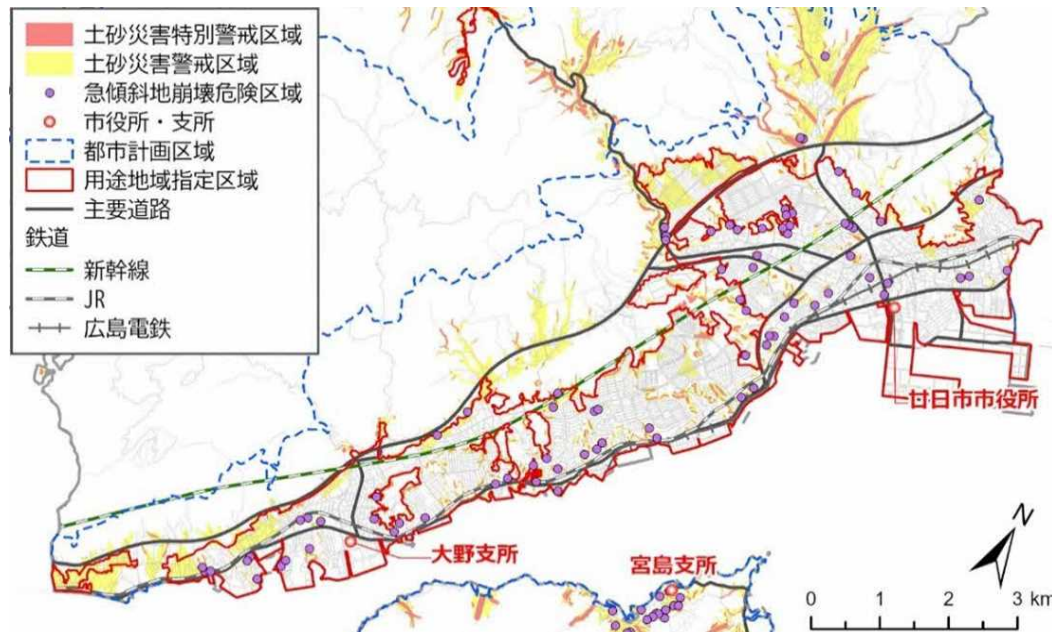
市街地においても、津波・洪水、土砂災害による被害の懸念される区域が多く指定されている



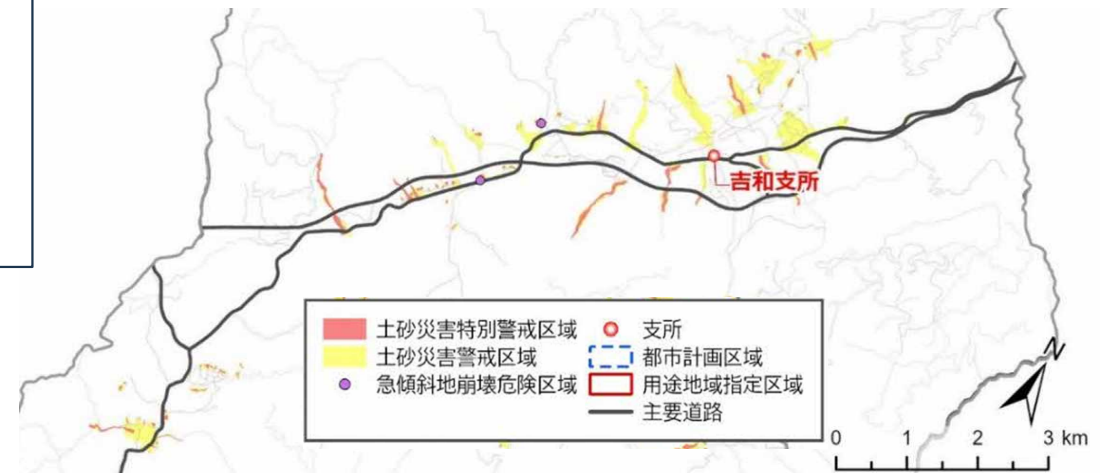
今後は、災害リスクの低減に配慮した土地利用規制・誘導、地域における防災力の向上に取り組むなど、ハード・ソフト一体となった取組を進めていくことが求められる

○災害危険区域の現況

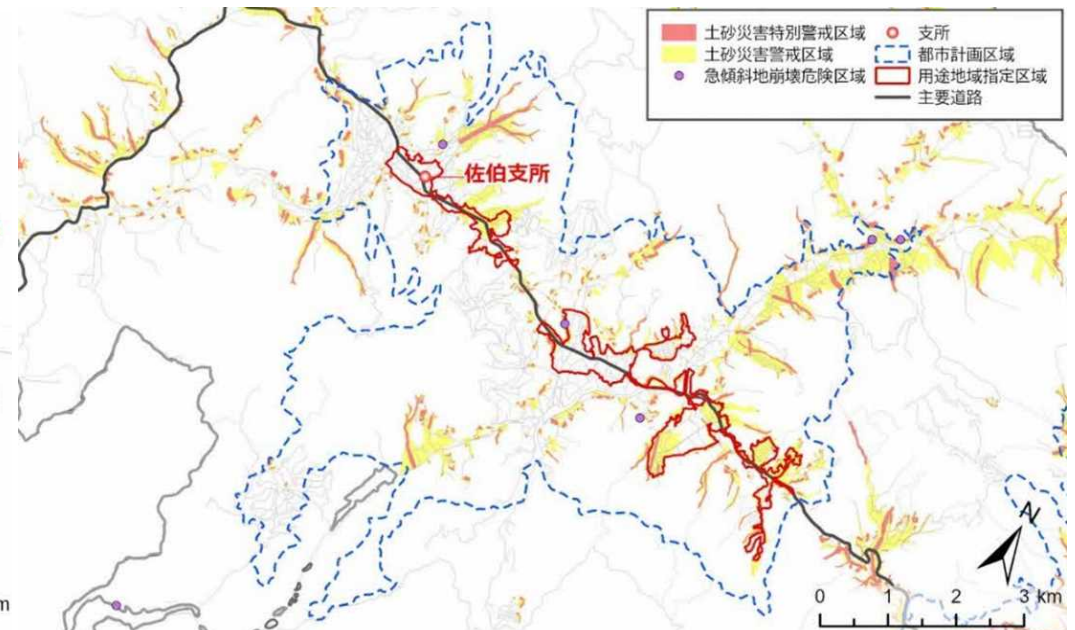
- ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は、丘陵地の住宅地や市街地の縁辺部で多く指定されている
- ・急傾斜地崩壊危険区域は、沿岸部の市街地にも分布
※急傾斜地崩壊危険区域は既に対策が実施されている箇所



土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
・急傾斜地崩壊危険区域（沿岸部）



土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
・急傾斜地崩壊危険区域（吉和地域）



出典：拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
・急傾斜地崩壊危険区域（佐伯地域）

社会情勢と環境

都市づくりにおいて考慮すべき社会情勢と環境

■ 廿日市市の都市づくりにおいて考慮すべき社会情勢と環境について、はつかいち未来ビジョン2035を受けて列記すると、次のとおりとなる。

人口減少社会／少子化・高齢化による人口構造の変化	・労働力不足、社会保障制度の維持などへの対応 ・必要なサービスや暮らしを維持できる、「持続可能なまちづくり」
防災意識の高まりと災害に強いまちづくりの推進	・災害による被害の最小化と、迅速な回復を図る「国土強靱化」 ・災害の事前想定と、復興体制整備など「事前復興のまちづくり」
一極集中の是正と地方回帰の動き	・災害リスクの低減など東京圏への一極集中の是正 ・都市部から地方部への移住の関心の高まりによる「地方回帰」
グローバル社会への対応	・訪日外国人旅行者数や輸出額が過去最高を記録 ・外国人労働者の増加など、地域における多文化共生の推進
ともに支えあう社会へ向けた動き	・個を大切にしながら、地域をともに創る「地域共生社会」の実現 ・様々な人が互いに尊重し合い、活躍できる「インクルーシブ社会」の実現
こどもまんなか社会の実現に向けた動き	・すべてのこども・若者が、等しく権利が保障され、健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現
GX（グリーントランスフォーメーション）の推進	・産業構造・社会構造をグリーンエネルギー中心へ転換し、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するGXの推進 ・ごみ等の資源を地域内で循環させるなどの「地域循環共生圏」の形成
DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	・DXの取組による、各種産業の生産効率向上、生活サービスの利便性向上・効率化による社会的課題の解決や新たな価値の創造

都市特性と問題点

廿日市市の都市特性と問題点

■ 廿日市市の都市づくりにおいて考慮すべき都市特性と問題点は、次のとおりとなる。

社会情勢と環境	都市特性	問題点
・人口減少社会／少子化 ・高齢化による人口構造の変化 ・一極集中の是正と地方回帰の動き	・人口推移は横ばいも、高齢化率30%超 ・丘陵部に古い住宅団地等が多数 ・鉄道、航路や民間路線バス等による地域公共交通ネットワークを構築 ・シビックコア地区を中心に都市機能が集積 ・第3次産業就業者割合が約7割 ・「木材・木製品」「食料品」などが強みの産業 ・平良丘陵地区などで開発計画が進行	・生活サービス機能や地域コミュニティの維持に懸念 ・人口減少が見込まれる中で、無秩序な開発が進行する懸念 ・公共交通の利用者が減少し、地域公共交通ネットワークの維持に懸念 ・地方への人口回帰の受け皿となる産業基盤の整備に遅れ
・防災意識の高まりと災害に強いまちづくりの推進	・土砂災害警戒区域等が多数指定 ・11の一級河川など多数の河川が流れ、シビックコア地区等でも浸水被害が想定	・多くの人が居住している市街地に、各種災害ハザード区域が指定 ・減災効果の減少・喪失
・グローバル社会への対応 ・ともに支えあう社会へ向けた動き ・こどもまんなか社会の実現に向けた動き	・外国人観光客数が70万人とコロナ前の約2倍 ・各地域の拠点施設整備が進行・完成 ・JR駅や宮島旅客ターミナルなどのバリアフリーが進む ・公園緑地面積 8.2㎡/人(宮島公園除く)	・グローバル化に対応した産業インフラ整備等の遅れに懸念 ・ニーズに対応できていない土地利用
・DXの推進 ・GXの推進	・高度経済成長期以降も人口増加に合わせて市営住宅や学校などを集中して整備 ・遊休地などにおける太陽光発電施設の設置	・都市基盤施設の安定的な維持管理、更新の実施に懸念

都市づくりに関する市民アンケート

調査概要

■ 調査対象者

- ・令和6年1月1日現在で、廿日市市に在住する満18歳以上の市民3,000人

■ 調査期間

- ・令和6年1月10日～1月31日

■ 結果概要

- ・調査票配布数に対して、各地域とも30～40%程度の回収率
- ・ニーズ度は重要度から満足度を差し引いた値で評価を実施

＜全体集計＞

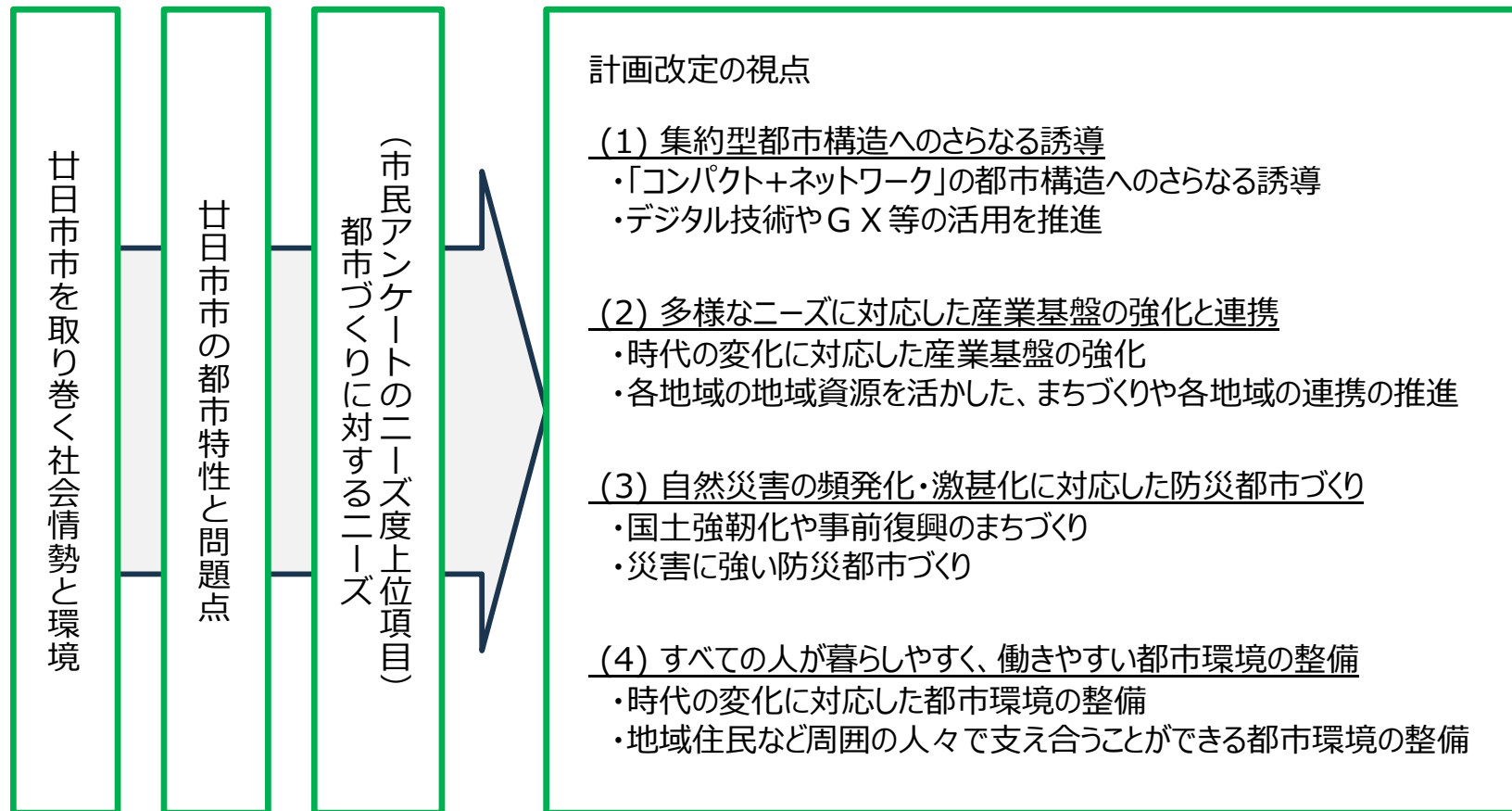
- ・幹線道路の整備や歩道のバリアフリー化、公共交通など「道路交通」に関するニーズ度が特に高い
- ・防災や働く場所、医療・救急、社会福祉などの項目が該当
- ・各地域のニーズについては、地域別構想にて検証を実施

ニーズ度 順位	全市	満足度		重要度		ニーズ度
1位	渋滞が起こりにくく周辺地域や市内の移動をスムーズにする幹線道路の整備	2.39	53位	4.33	13位	1.94
2位	安全で快適に利用できる身近な道路や歩道の整備（バリアフリーの状況）	2.59	50位	4.33	14位	1.73
3位	地震・風水害などの災害対策	2.94	39位	4.56	1位	1.62
4位	市民の移動手段や活動機会を確保する路線バスやコミュニティバスの利便性	2.54	51位	4.13	30位	1.59
5位	医療機関や救急医療体制の充実など安心して生活できる体制づくり	3.06	20位	4.54	3位	1.48
6位	防犯や交通安全に向けた取組	3.01	31位	4.45	6位	1.44
7位	木造住宅の耐震化促進や空き家の解消など住宅の安全対策に向けた取組	2.74	49位	4.15	26位	1.42
8位	介護保険サービスなど高齢者や家族への支援	3.05	25位	4.45	7位	1.40
9位	まちの持続的な発展を支える安定した働く場所の状況	2.85	47位	4.23	20位	1.39
10位	保育や子育ての支援など子どもが健やかに育つ環境づくり	3.15	12位	4.51	4位	1.36

計画改定の視点

改定の視点の概要

廿日市市の動向や都市づくりに関する市民アンケート、廿日市市を取り巻く社会情勢と環境を踏まえて、都市計画マスタープラン改定の視点を設定



全体構想

まちづくりの 基本理念

市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり

まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」とし、すべての市民が日々の暮らしに幸せを感じ、明日に希望を持つことができるまちづくりを進めます。

将 来 像

安心に包まれ ワクワクが広がる 未来への挑戦を楽しむまち つなぎ つながり ともに歩む

計画の推進によって 2035(令和17)年度に目指すまちの姿です。

都市づくりの目標

ア 社会変化に対応した持続可能で活力あるまち

- ・都市の活力を維持しつつ、市民生活の利便性や快適性の向上等を図るため、集約型都市構造（コンパクト＋ネットワーク）の構築
- ・ポテンシャルの高い地域への新たな産業集積などによる産業基盤の強化

イ 誰もが安全・安心で快適に住み続け、働き続けられるまち

- ・ハードとソフトの両輪による、災害に強い都市の形成
- ・秩序ある適正な土地利用の誘導
- ・必要な都市基盤の整備・維持などの都市環境の整備

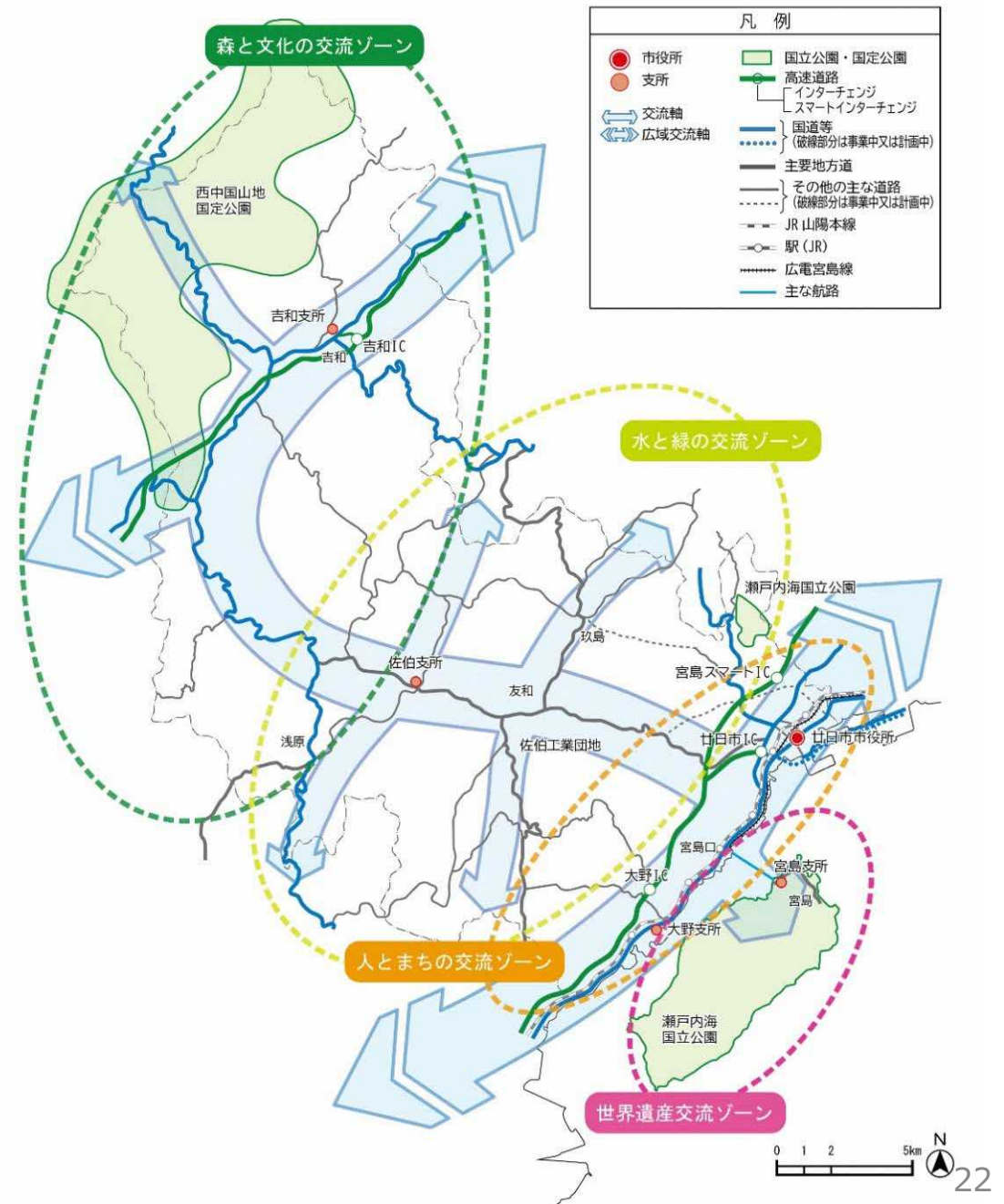
ウ 多彩な資源を活かしたヒト・モノ・コトが交流する活力あるまち

- ・歴史・文化資源などの多彩な資源を活かした、交流ネットワークの構築
- ・新たなビジネスにチャレンジする環境づくり

全体構想

将来都市構造

地域特性を活かしたゾーン形成方針	人とまちの交流ゾーン	・主に沿岸部を対象とし、都市機能の高度化や多様な機能の集積による、中心地としての利便性と魅力の向上
	世界遺産交流ゾーン	・宮島及び宮島口周辺を対象とし、観光客のニーズをとらえた観光施策の実施や市内各地の人や資源を、交流によって情報発信するほか、宮島の自然、文化、歴史の保存活用など、特色を活かした施策の実施
	水と緑の交流ゾーン	・内陸部を対象とし、川と緑などの豊かな自然環境や農産物などの地域資源を有効に活用した、交流機能の充実
	森と文化の交流ゾーン	・吉和地域を中心とする西中国山地の山間部を対象とし、農林業の振興や自然環境の保全を推進するとともに、高速道路なども利用した、交流機能の充実
ヒト・モノ・コトと地域をつなぐ交流軸の形成方針	広域交流軸	・交通環境による利便性を活かし、広域的な視点によるまちづくりを進めるための軸
	交流軸	・各ゾーンや拠点がその機能を充分発揮し優れた資源を有効に活用するため、ゾーンや拠点をつなぐ軸

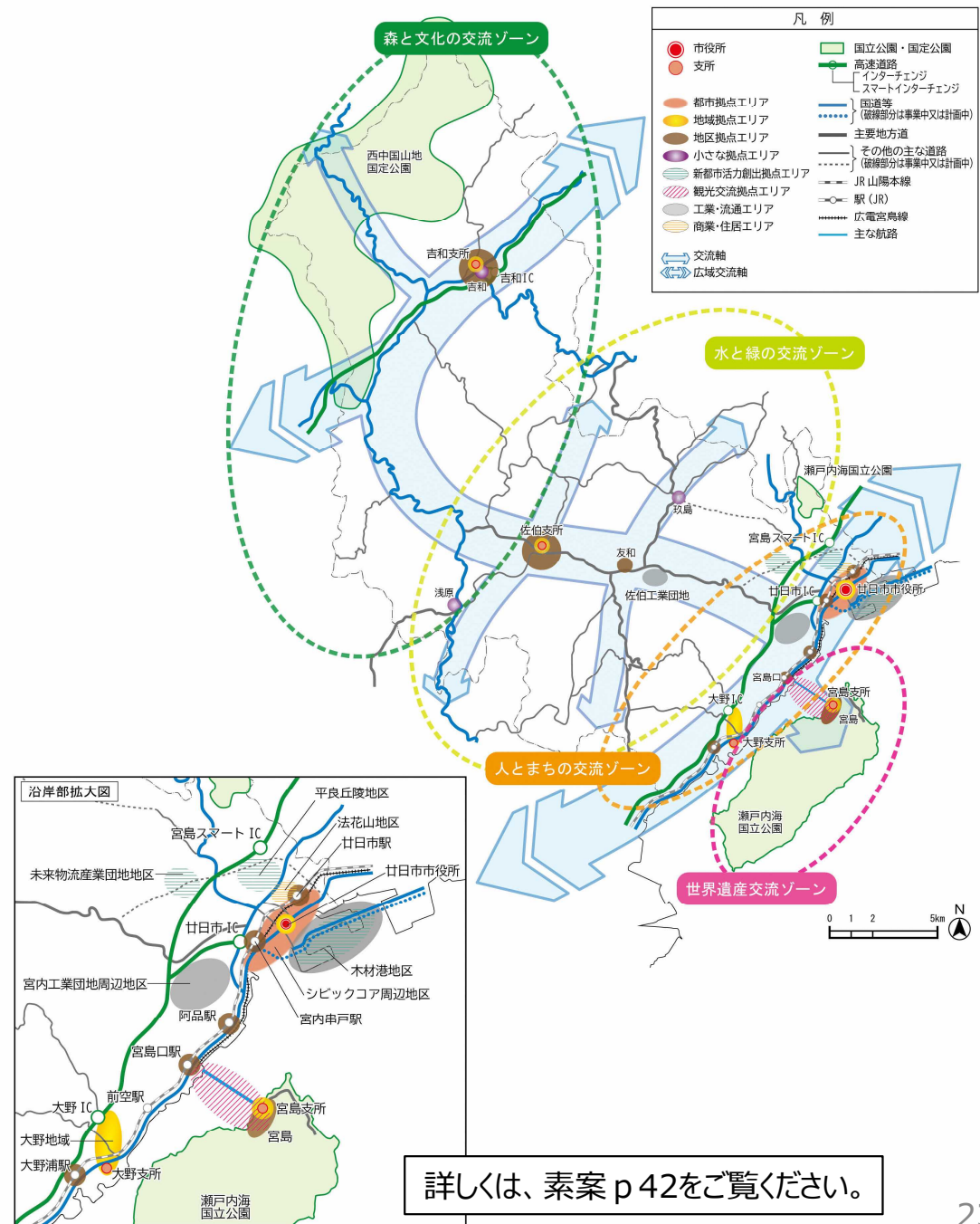


全体構想

将来都市構造

都市を構成する主要機能の配置・形成方針

都市拠点	・広域行政機能や広域商圏を持つ商業機能などの高次な機能をはじめ、 <u>都市活動を支える主要な機能が集積する市役所周辺</u>
都市拠点エリア	・公共交通機関で連結する都市拠点の周辺エリア（J R 廿日市駅～市役所～J R 宮内串戸駅～J A 広島総合病院周辺）
地域拠点エリア	・市役所及び各支所を地域拠点とし、 <u>拠点周辺の生活サービス機能やまちづくり機能を提供するエリア</u>
地区拠点エリア	・交通結節点から徒歩圏域で、 <u>地域拠点を補う機能の誘導を図るエリア</u>
小さな拠点エリア	・中山間部の主要集落で、 <u>生活利便機能の維持確保を図るエリア</u>
新都市活力創出拠点エリア	・ <u>新たな活力を創出し都市の発展を牽引する地区</u> （平良丘陵地区、木材港地区及び未来物流産業団地地区）
観光交流拠点エリア	・市全体の魅力を国内外に発信するとともに、 <u>人や資源の交流を推進し、活力を高める厳島港の港湾施設周辺</u>
工業・流通機能	・既存の工業団地や、新たな企業立地の受け皿として <u>インターチェンジ周辺など交通アクセスに恵まれたエリア</u>
商業・住居機能	・鉄道駅に近接するなど立地条件に恵まれ、 <u>新たに人が交流する可能性をもったエリア</u>



全体構想

分野別の都市づくりの方針

全体構想において、都市構造・都市空間及びこれと密接な関連を有する土地利用、施設整備、交通体系の方針とともに都市内の自然的環境の保全その他良好な都市景観の形成に関する内容記載することが望ましいとされている。

分野	方針の概要	備考
(1) 土地利用の方針	1) 都市的土地利用 ア 市街化区域・非線引き用途地域 (ア) 住居系 (イ) 商業・業務系 (ウ) 工業・流通系 イ 市街化調整区域 ウ 非線引き・都計外 2) 自然的土地利用 ア 農地 イ 森林 ウ その他の自然環境	アの想定する区域 廿日市・大野地域の市街化区域、佐伯地域の用途地域指定地域 イの想定する区域 廿日市・大野地域の市街化調整区域 ウの想定する区域 佐伯地域の用途地域が指定されていない地域、吉和地域
(2) 交通体系の整備の方針	ア 道路 イ 公共交通	
(3) 都市施設の整備と方針	ア 公園・緑地 イ 下水道 ウ 河川 エ 港湾 オ その他の都市施設 (水道、処理施設、火葬場・墓地)	
(4) 都市環境と都市景観	ア 都市環境 イ 都市景観	
(5) 都市防災の方針	ア 災害対策 イ 防災体制	

→分野別の方針の内容については、
別添資料 1 - 3 を参照ください。